
監 査 委 員

2年監査公表第6号

令和元年度に執行した監査の結果（令和元年9月1日から令和元年10月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったの

で、次のとおり公表する。

令和2年4月24日

京都府監査委員	井 上	重 典
同	岡 本	和 徳
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

南丹広域振興局

南丹保健所（監査実施年月日：令和元年9月9日・10月15日）

（指摘）

調定漏れなど債権管理が著しく不適切な事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後、調定漏れのあった債権について令和元年11月1日に調定を行い、債務者に納入通知書を送付した。

また、債権管理に係るチェック表を作成し、会計事務月次チェック時に担当内において複数体制で債権の調定及び督促・催告の実施状況についてチェックを行うこととし、再発防止を図ることとした。